



コロナ後を見据えた ASEAN の成長戦略

～戦略的投資により産業高度化と持続的成長の実現を目指す～

公益財団法人 国際通貨研究所
経済調査部 上席研究員
福地 亜希
aki_fukuchi@iima.or.jp

東南アジア諸国連合（ASEAN）各国は、新型コロナウイルスの感染拡大により、経済・社会に深刻なダメージを受けている。2020年の実質 GDP 成長率は、ベトナムこそプラス成長を維持したものの、多くの国ではアジア通貨危機以来 22 年ぶりの落ち込み幅となった。目下、パンデミックの克服が各国の優先事項であるものの、同時にコロナ後の中長期的な社会経済回復戦略をどう描くかが課題となっている。

こうした中、2020年11月のASEAN首脳会議では、パンデミック危機からの包括的な出口戦略として、「ASEAN 包括的復興枠組み（Comprehensive Recovery Framework: ACRF）」¹が採択されたほか、内外の環境変化を受けた各国独自の成長戦略の策定とその実行に取り組んでいる。本稿では、ACRF の概要を踏まえたうえで、ASEAN 主要国の成長戦略の特徴を産業高度化と環境・エネルギー政策を中心に整理してみたい。

1. ASEAN 包括的復興枠組み（ACRF）

(1) 概要

2020年11月の第37回ASEAN首脳会議において、パンデミック危機からの包括的な出口戦略として、「ASEAN 包括的復興枠組み（Comprehensive Recovery Framework: ACRF）」

¹ ASEAN Secretariat [2020a]

が採択された。ACRF では、焦点を絞った (Focused)、バランスが取れた (Balanced)、インパクトがある (Impactful)、実践的 (Pragmatic)、包摂的 (Inclusive)、かつ評価可能であること (measurable) —の 6 つを重要原則としており、パンデミックにより最も影響を受けたセクターや層に焦点を当て、地域や集団の優先事項に沿った復興手段を盛り込んでいる。実行計画は、パンデミックにより脆弱性が明らかとなった①保健システムや②人々の安全保障の強化に加えて、③広域経済統合、④デジタルトランスフォーメーション (DX)、⑤持続可能性—の 5 つを柱としている (第 1 表)。戦略毎に「優先事項」を設定し、これを実現するための施策や成果、実行フェーズなどを明記しており、実行フェーズは、ニューノーマルへの移行に向けた「再開 (Re-opening) 期」、コロナ前の水準へ回復する「復興 (Recovery) 期」、長い目で見た新たな潮流や将来の課題に対応する「強靭性 (Resilience) 向上期」の 3 つのフェーズ (3Rs) による段階的なアプローチを採用している。

第 1 表 : ASEAN 包括的復興枠組み (ACRF) における主な戦略の概要

戦略	主な内容
1 保健システムの強化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 現在の健康増進や健康対策の構築と維持、不可欠な医療サービスの維持と強化 ■ ワクチンへの平等なアクセスと安全性の強化 ■ 医療人材の能力向上 ■ 緊急時の食品安全性や栄養などを含む公衆衛生サービス能力の強化
2 人々の安全保障の強化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 特に脆弱な層のための社会的保護・社会福祉を強化 ■ 食料安全保障、食品安全・栄養の強化 ■ 人材開発、ニューノーマルに対応した労働政策の強化 ■ 感染症対応と復興の過程での男女平等、強靭な地域の実現に向けた人権保護
3 ASEAN域内市場とより広範な経済統合の潜在性の最大化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 貿易・投資拡大のための市場開放を継続 ■ サプライチェーンの接続性と強靭性の強化、ニューノーマルにおける貿易促進 ■ 非関税障壁の削減、貿易書類・手続きのデジタル化、交通・地域の接続性 ■ パンデミックによって最も影響を受けたセクター (観光、零細・中小企業) の回復に向けた支援強化 ■ 地域の接続性に向けたPPPの強化 ■ 地域的な包括的経済連携 (RCEP) 協定の早期発効
4 包摂的なデジタルトランスフォーメーション (DX) の加速	<ul style="list-style-type: none"> ■ 第4次産業革命への対応 ■ 電子商取引とデジタル経済の推進、電子政府と電子サービス ■ デジタル金融サービスや域内決済の接続性を通じた金融包摂の推進 ■ 中小企業のDXのためのデジタルプラットフォームの提供やデジタル技術およびフィンテックの提供 ■ 教育における情報通信技術 (ICT) の活用 ■ 法的枠組み、制度面での能力、データガバナンス、サイバーセキュリティの改善・強化
5 より持続可能で強靭な将来に向けた前進	<ul style="list-style-type: none"> ■ あらゆる局面でサステナブルな開発を推進 ■ 持続可能なエネルギーへの移行、グリーンインフラの構築、基本的なインフラギャップへの対応 ■ 高付加価値産業、農業の生産性向上、災害リスクの管理強化 ■ 持続可能で責任のある投資の推進、サステナブルファイナンスの推進

(資料) ASEAN Secretariat [2020]より国際通貨研究所作成

③広域経済統合に関連しては、ASEAN 経済共同体（AEC）の枠組みにおける統合推進に加えて、目先、2020年11月にASEAN（10カ国）および日本、中国、韓国、豪州、ニュージーランドの15カ国が署名した「地域的な包括的経済連携（RCEP）協定」の発効が焦点となっている。RCEPについては、ASEAN10カ国と他の5カ国のそれぞれ過半数（ASEAN10カ国中6カ国、非ASEAN3カ国の計9カ国）が批准したうえで、ASEAN事務局へ寄託することが発効の条件となっている（手続き完了後60日後に発効）。中国とシンガポールは既に国内手続きが完了、日本も国会承認済み（国内手続き中）となっており、年末から2022年初め頃の発効が見込まれている。

(2) 持続可能で強靱な将来に向けた取り組み

⑤持続可能性については、持続可能なエネルギーへの移行やグリーン・インフラ構築、サステナブル・ファイナンスの推進などが優先事項として掲げられている。

このうちエネルギー分野では、2020年11月のASEANエネルギー大臣会合（AMEM）で署名された「ASEANエネルギー協力に向けた行動計画（APAEC）フェーズ2（2021～2025年）」²における施策の推進が柱となっている。APAECの枠組みでは、加盟国が送電線を接続して電力を融通する「ASEAN送電網（ASEAN Power Grid: APG）」やASEAN横断ガスパイプラインの敷設、エネルギー効率化、再生可能エネルギーの使用など7つの分野で協力が進められており、一次エネルギー供給量に占める再生可能エネルギーの割合を2018年時点の13.9%から2025年までに23%に引き上げることを目指している。ASEAN各国政府は、独自の環境・エネルギー政策を策定するとともに、「パリ協定」の枠組みに基づき2030年までの温室効果ガス（GHG）削減目標（Nationally Determined Contribution: NDC）を設定しているが、多くの国では、高いレベルでの目標実現には技術や資金面などでの国際支援が不可欠となっている。こうした中、日本政府は、2021年6月にオンラインで開催された日ASEANエネルギー大臣特別会合で同地域のエネルギー転換に向けた支援策として、「アジア・エネルギー・トランジション・イニシアティブ（AETI）」を表明した³。各国の脱炭素に向けたロードマップ策定や再エネ・省エネ、LNG等のプロジェクトへのファイナンス（100億ドル）などで支援を行うことが盛り込まれている。7月には、経済産業省と東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）が、アジア域内における二酸化炭素回収・利用・貯留（CCUS）活用に向けた国際的な産学官プラットフォーム「アジアCCUSネットワーク」の立ち上げを発表するなど、協力に

² ASEAN Secretariat [2020b]

³ <https://www.meti.go.jp/press/2021/06/20210621008/20210621008.html>

向けたモメンタムが強まっている⁴。

このほか、グリーン・インフラ構築の一つであるスマート国家計画や都市マネジメントについては、EU との協力による「ASEAN-EU スマート・グリーン ASEAN シティ」プロジェクト推進や、シンガポールやマレーシアなど域内におけるベストプラクティスを参考にする方針である。サステナブル・ファイナンスに関しては、グリーン／ソーシヤル／サステナブル・ボンドの推進に加えて、2021 年中に今後の ASEAN 加盟国の中央銀行による政策およびコミットメントの指針となる「ASEAN サステナブル銀行原則」の策定・採択を予定している。また、気候・環境関連リスクの管理における ASEAN 中銀の役割に関するタスクフォースの報告⁵での提言（非拘束）についての加盟国の対応状況をフォローすることなどが盛り込まれている（第 2 表）。

第 2 表：気候変動リスクに関する ASEAN 金融当局の主な対応状況

	先行国	初期段階
国家政策への整合	BI: 国家長期開発計画 (2005-2025) MAS: 低エミッション長期開発戦略 SBV: 2014年～2020年グリーン成長戦略・グリーン成長に向けた国家行動計画	(気候関連の災害管理に関して、多くの中銀による国家政策の反映は限定的)
規制・ガイドライン	BI・OJK: 金融機関による優先開発分野への資金支援を促進 BSP: サステナブルファイナンス原則の適用に関する銀行ガイドライン MAS: 銀行・保険・資産管理業の環境リスクマネジメントに関するガイドライン公表、金融機関のサステナビリティ対応を監督評価の対象に導入 SBV: 金融機関の与信活動に環境・社会的リスクを導入するよう指示、グリーンバンク開発スキームを導入	【緩やかなアプローチ】BOT, NBC 【段階的なアプローチ】BNM
ディスクロージャー	MAS・BNM: 金融機関に気候変動リスクの開示推奨等 SBV: 金融機関によるグリーン開発を支援する活動の報告	
リスクマネジメント	MAS: 監督枠組み導入 MAS・BNM: 保険セクターにおける気候変動関連の監査実施	(大半の中銀はディスクロージャーに関しては初期段階にあり、気候関連リスクのアセスメントは実施していない)
データ・タクソミー	BNM: ディスカッションペーパーを公表 OJK: 環境に配慮した経済活動を特定 SBV: 環境に配慮した開発のための優先プロジェクトを定義	MAS: 産業界とタクソミーの開発に関する研究実施
具体的事例	BI: 環境やエネルギー基準に適合したインフラ整備 BNM: 耐久性に優れたポリマー製紙幣の使用等 BSP: グリーンボンド投資、太陽光パネルの導入等 NBC: 外貨準備によるグリーンボンドへの投資	

(注) BI (インドネシア中銀)、OJK (インドネシア金融サービス庁)、BNM (マレーシア中銀)、BPS (フィリピン中銀)、BOT (タイ中銀)、SBV (ベトナム国立銀行)、NBC (カンボジア国立銀行中銀)。

(資料) Anwar, R.S. et al. [2020]より国際通貨研究所作成

⁴ <https://www.asiaccusnetwork-eria.org/recent-updates/asia-ccus-network-has-launched>

⁵ Anwar, R.S. et al. [2020]

2. ASEAN 主要国の成長戦略

(1) シンガポール

シンガポールでは、リー・シェンロン首相が 2014 年 8 月の施政方針演説 (National Day Rally Speech) の中で打ち出した「スマート国家 (Smart Nation)」構想に基づき、デジタル技術を活用した戦略的国家プロジェクト⁶を推進している。2016 年には、官民の経済諮問委員会「未来経済委員会 (Committee on the Future Economy: CFE)」が設立され、2017 年に CFE が取りまとめた中長期的な経済戦略に関する提言⁷を受けて、産業変革マップ (Industry Transformation Map: ITM)⁸が導入された。製造業、建造など 6 つのクラスター (23 業種) ごとに労働生産性の向上やイノベーションの促進などに取り組んでいる。2020 年 5 月には、CFE 傘下に政労使の代表による「再生強化タスクフォース (Emerging Stronger Taskforce: EST)」が設置され、2021 年 5 月にコロナ後の経済戦略に関する提言⁹が取りまとめられた。デジタル化や環境ビジネスといった次世代の経済の牽引役となることが期待される 9 分野¹⁰における官民の「行動のためのアライアンス (Alliances for Action: AfA)」を強化する方針である。

環境問題に関して政府は、1992 年に包括的な環境計画「シンガポール・グリーンプラン (Singapore Green Plan: SGP)」、2002 年に 10 年後を見据えた「SGP 2012」(2006 年改訂)、2012 年に「気候変動への国家戦略 (National Climate Change Strategy 2012)」¹¹を策定するなど、早くからこの問題に取り組んできた。2014 年には、2030 年までの環境長期計画「持続可能なシンガポールのブループリント (Sustainable Singapore Blueprint: SSB)」¹²を改訂、環境に配慮したグリーンビルの普及や公園の整備、電気自動車 (EV) カーシェアリングの導入や公共交通機関の利用拡大などを打ち出した。2019 年 1 月には ASEAN の中では初めて CO2 の排出削減を目的に炭素税を導入している。さらに 2021 年 2 月に公表した 2030 年までの環境行動計画「SGP2030」¹³では、クリーンエネ

⁶ 戦略的国家プロジェクトは、①CODEX (行政サービスのデジタルプラットフォーム)、②E-Payment、③LifeSG Initiative (カスタマイズされた行政サービス)、④National Digital Identity、⑤Smart Nation Sensor Platform、⑥Smart Urban Mobility (<https://www.smartnation.gov.sg/what-is-smart-nation/initiatives/Strategic-National-Projects>)。

⁷ https://www.mti.gov.sg/-/media/MTI/Microsites/FEC/PDF/MTIS_Full-Report.pdf

⁸ <https://www.mti.gov.sg/FutureEconomy/Economic-Clusters>

⁹ https://emergingstronger.sg/assets/pdf/EST%20Report_Single%20Page.pdf

¹⁰ 「行動のためのアライアンス (Alliances for Action: AfA)」の 9 分野は、①サプライチェーンのデジタル化、②持続可能な環境ビジネス、③建設分野のデジタル化、④スマート・コマース、⑤ロボティクス、⑥安全でイノベーティブな観光とイベント、⑦教育テック、⑧医療機器 (メドテック)、⑨農業テック。

¹¹ National Climate Change Secretariat [2009]

¹² 「持続可能なシンガポールのブループリント (SSB)」は、2009 年に最初に公表され、2014 年、2016 年に一部改訂された (National Climate Change Secretariat [2009])。

¹³ 「シンガポール・グリーンプラン 2030」では、①環境に優しいエネルギー利用、②環境に関連した新たな産業、雇用の創出、③都市の自然環境の改善、④持続可能な生活環境の整備、⑤気候変動への対応---の 5 つのテーマ

ルギー車の普及や再生可能エネルギーの活用などの目標を定めた。具体的には、2025年以降はディーゼル燃料の自動車やタクシーの新規登録を停止し、2040年までにEVなどのクリーンエネルギー車へのシフトを目指す。

また、国際金融センターとしての優位性を活かし、アジアおよび世界のグリーンファイナンスのハブとなることを目指している。2020年10月には、グリーンファイナンスの研究と人材育成を目的とした研究機関 Singapore Green Finance Centre (SGFC)¹⁴が設立された。2021年度予算では、政府がグリーンボンドを発行する計画を明らかにしており、債券発行の対象として、廃棄物管理施設と水再生プラントの複合施設 Tuas Nexus¹⁵を含む公共プロジェクト（総額190億Sドル相当）を選定している。

(2) マレーシア

マレーシアでは、2019年10月に当時のマハティール首相が、2030年までの10年間の国家開発計画「繁栄共有ビジョン (Shared Prosperity Vision: SPV) 2030」¹⁶を公表した。同首相自身が1991年に提唱した2020年までの先進国入りを目指す「ビジョン2020」の後継と位置付けられる。国家の繁栄を全ての国民が共有するために、民族、所得グループ、地域などの間の様々な格差の解消に向けて活用が期待される「戦略的推進力 (Strategic Thrusts)」として、ビジネス・産業エコシステム (中小企業の経済への貢献度の上昇等)、重点経済成長活動 (Key Economic Growth Activities: KEGA)、人材開発、地域開発など7つを挙げている。具体的には、イスラム金融ハブ2.0、デジタルエコノミー、第4次産業革命 (Fourth Industrial Revolution: 4IR)、ハラル・フードハブ、再生可能エネルギー、グリーン成長など15のKEGAを地域の特性に応じて割り当てている。SPV2030は、5年ごとの中期国家計画「第12次マレーシア計画(2021～2025年)(12MP)」および「第13次マレーシア計画(2026～2030年)」で具体化されたうえで実施される予定となっている。なお、政府は2018年10月、4IRを受けたIndustry 4.0に関わる国家政策 (Industry4WRD)¹⁷を公表している。実現可能性評価 (Readiness Assessment: RA) を

に基づき、2030年までの環境目標が設定されている (<https://www.greenplan.gov.sg/>)。

¹⁴ Singapore Green Finance Centre (SGFC) は、Imperial College Business School と Singapore Management University (SMU) の Lee Kong Chian School of Business が、シンガポール通貨庁 (MAS) などの支援のもと設立 (<https://www.mas.gov.sg/news/media-releases/2020/singapores-first-centre-of-excellence-to-drive-asia-focused-green-finance>)。

¹⁵ Tuas Nexus は2020年9月着工、2025年以降に段階的に完成予定。2019年にドバイで開催された国際海水淡水化協会 (The International Desalination Association: IDA) 開催の世界大会において、「最も革新的な水エネルギーネクサスプロジェクト」に選出された (<https://www.pub.gov.sg/news/pressreleases/SingaporesTuasNexusWinsTheMostInnovativeWaterEnergyNexusProjectAwardInDubai>)。

¹⁶ Prime Minister's Office of Malaysia [2019]

¹⁷ <https://www.miti.gov.my/index.php/pages/view/4832>

実施した地場の中小企業を対象に、実際にデジタル技術などを導入するための費用などを補助する。グリーン成長については、「第11次マレーシア計画（2016～2020年）」でも戦略的推進力の1つに挙げられており、この一環として政府は、2017年に「グリーン・テクノロジー・マスタープラン（2017～2030年）」¹⁸を策定した。エネルギー、製造、運輸、建設、廃棄物、水の主要6分野についてそれぞれ目標を設定しており、2030年までに製造業に占めるグリーンビジネスに関わる企業の割合を50%（2015年時点：10%）へ引き上げることや再生可能エネルギー設備容量を30%（2015年時点：18.9%）へ拡大することなどを目指しており、環境投資減税（GITA）、環境技術のプロジェクトやサービスを手掛ける企業に対する所得免税などの措置を設け、民間企業によるグリーン投資を促進している。

（3）タイ

2015年にプラユット暫定政権は、持続的な経済成長に向けた2036年までの20ヵ年国家戦略「Thailand 4.0」を打ち出した。最新のデジタル技術の活用による産業高度化を通じた20年以内の先進国入りを目指している。「Thailand 4.0」を実現するための中核的プロジェクトとして、バンコク東部3県（チャチュンサオ、チョンブリ、ラヨン）を対象に「東部経済回廊（Eastern Economic Corridor: EEC）」開発が進行している。同地域は、1980年代から東部臨海工業地帯として、石油化学や自動車をはじめとする産業集積が進んでおり、大型のインフラ整備計画のほか、次世代自動車やスマートエレクトロニクスなど10産業¹⁹をターゲット産業として位置づけ、法人税減免などの投資恩典により、投資誘致に取り組んでいる。同時に、2015年に長期のエネルギー政策（Thailand Integrated Energy Blueprint: TIEB）²⁰を策定、「固定価格買取制度」の導入や環境負荷軽減投資への免税などにより、再生可能エネルギーの利用拡大を進めている。

2021年1月にプラユット政権は、コロナ禍からの持続可能な経済成長を後押しするための国家戦略として、「BCG（バイオ・循環型・グリーン）経済モデル」を公表した。2026年までの5年間、「Thailand 4.0」におけるターゲット産業のうち、①食品・農業、②医療・健康、③エネルギー・バイオ化学、④観光の4分野を対象に、技術レベルのほか投資対象地域、人材育成への貢献度を考慮し、税制上の恩典を付与する。

¹⁸ Ministry of Energy, Green Technology and Water Malaysia [2019]

¹⁹ ターゲット産業は、①次世代自動車、②スマートエレクトロニクス、③ツーリズム、④農業・バイオ、⑤未来食品、⑥オートメーション・ロボット、⑦航空・物流、⑧バイオ燃料・環境配慮型石油化学、⑨デジタル、⑩医療の10産業。

²⁰ Thailand Integrated Energy Blueprint (TIEB)は、①電源開発計画、②省エネ計画、③代替エネルギー開発計画、④ガス計画、⑤石油計画の5つの計画で構成される。

(4) インドネシア

インドネシアのジョコウィ政権は、2期目の優先課題として、インフラ開発や人材開発に重点を置いており、製造業（石油ガスを除く）の育成・強化と新産業育成による未加工天然資源の輸出に依存した産業構造からの脱却を目指している。具体的な開発は、「国家長期開発計画（RPJMN）2005-2025」および「国家中期開発計画（RPJMN）2020-2024」に基づいて実施されている。2018年4月に政府は、デジタル技術を活用し製造業等の革新を目指す「Industry 4.0」の実現に向けたロードマップ「Making Indonesia 4.0」を公表した²¹。食品・飲料、繊維・アパレル、自動車、エレクトロニクス、化学の5分野を重点産業に指定し、素材・部品フローの改善や外資誘致などに優先して取り組み（第3表）、2030年に世界の10大経済国になることを目指している。

自動車分野に関しては、2019年に「電気自動車（EV）の促進に関する政令」を発表、2022年からEVの製造を本格化させ、2025年までに生産台数に占めるEVの割合を20%へ引き上げる。またインドネシアは、世界最大の産出量を誇りかつEVに不可欠な燃料電池の原料として今後需要拡大が見込まれるニッケル鉱石について、外資を呼び込みつつニッケルからEVまでの一貫生産体制を構築し、アジアのEVハブとなる目標を掲げている。このため、2020年からニッケル鉱石の輸出を禁止し、国内でニッケル精錬所の建設を加速している。2024年までに燃料電池の国産化を実現し、2030年までにEV製造における現地調達比率を8割に引き上げることを目指している。

インドネシアは、「国家総合エネルギー計画（2017年）」において、再生可能エネルギー比率を2025年までに23%に引き上げる目標を掲げている。2023年以降は新規の石炭火力発電所の建設を中止する一方、外資を活用しつつ太陽光や地熱といった再生可能エネルギーの導入を加速させる方針である。足元では、国営企業による太陽光発電所等の整備や石炭大手各社の事業多角化の動きなどもみられる。また財務省は、コロナ禍で悪化した財政健全化の狙いもあり、炭素税の導入を検討している。

こうした中2020年10月、インドネシア国会は「雇用創出に関する法律（オムニバス法）」²²を可決した。従来、ビジネスに関して中央・地方政府間で様々な法規制枠組みが重複し、投資や雇用の拡大を妨げる要因として指摘されてきたが、同法では既存の70を超える法律を対象に、重複や不整合を見直したうえで、一本の法律に集約した。この中で、投資許認可制度の簡素化や労務関連規定の見直しが行われたほか、投資管理機関

²¹ 数値目標として、①純輸出をGDP比10%、②労働コストに対する生産性を現状の2倍の水準、③R&D支出をGDP比2%へそれぞれ引き上げることなどを掲げている。

²² 2021年2月に51本の実施細則（政令47本+大統領令4本）が制定・施行された。

(LPI) の設立などが盛り込まれた (第 4 表)。投資の許認可については、リスクベースのアプローチが採用され、従来の外国企業の投資を条件付きで認める「ネガティブリスト」に代わり、政府が投資インセンティブを与える「投資優先リスト (DPI)」が導入された²³。なお、投資禁止業種については、大麻栽培、賭博・カジノ等 6 業種 (従来 20 業種) が指定され、内資・外資の区別は廃止された。

2021 年 2 月に政府は 15 兆ルピア (約 10 億ドル) を出資し、LPI としてインドネシア投資庁 (INA) を設立した。200 億ドル程度まで管理資産の拡大を目指しており、5 月にはカナダのケベック州貯蓄投資公庫 (CDPQ)、オランダの公的年金運用会社 (APG)、アブダビ投資庁 (ADIA) 子会社との間で合計 54 兆ルピア (37.5 億ドル) の投資プラットフォーム設立に関する覚書 (MOU) ²⁴ を締結した。優先投資分野には、高速道路や空港、港湾などのほか、サプライチェーン・ロジスティクス、デジタル、グリーン (再生可能エネルギー、廃棄物処理)、ヘルスケア、金融、消費者テック等が想定されており、コロナ禍からの回復と成長分野への投資拡大などが期待されている。

第 3 表 : Making Indonesia4.0 における優先項目

優先項目	具体例
1 素材・部品フローの改善	素材・部品 (川上) 産業の強化
2 工業ゾーンの再設計	工業団地に関する包括的ロードマップ作成
3 持続可能性への適応	EV、バイオ燃料、再生可能エネルギーなど
4 零細中小企業の育成	eコマースや技術支援
5 デジタルインフラの整備	5G、ブロードバンド、データセンター、クラウドなど
6 外国投資の誘致	有力製造業の誘致、技術移転の促進
7 人材の質の向上	インダストリー4.0の下での教育カリキュラムの刷新。専門人材の流動性
8 イノベーション・エコシステムの形成	R&Dセンター、産学連携など
9 技術投資に対するインセンティブの導入	技術導入に関わる免税・補助金や資金調達支援
10 規則と政策の調和	中央省庁・地方政府間の政策と規制の調和

(資料) インドネシア工業省資料より国際通貨研究所作成

第 4 表 : 雇用創出オムニバス法の主なポイント

	本件後	従来	
投資関連	許認可	事業のリスク度合いに応じた許認可およびリスク・事業内容に応じた監視投資優先リスト (DPI)	事業内容・業種を問わず全事業を許認可をもとに管理 ネガティブリスト (500 超の事業分野について内資との合弁義務)
	禁止業種	6 業種 (内資/外資の区別を廃止)	20 業種
	環境	環境リスクの高い事業のみ環境影響評価を実施	環境許可の個別取得
	零細中小企業	資本金、売上額、資産、年間売上額、投資額、就業者数等に応じて業種ごとに定義	全ての業種について純資産額と年間売上額で定義 (※外国企業は一律に大企業分類)
労務関連	投資機関	投資管理機関 (LPI) 設立	—
	最低賃金	経済成長率またはインフレ率に基づき算定 (詳細は政令で規定)	経済成長率とインフレ率の合計値に基づき算出
	退職金	勤続年数に応じて最大月給の 19 ヵ月分 (退職金: 勤続 8 年以上で 9 ヵ月分 + 慰労金: 勤続 24 年以上で 10 ヵ月分)	最大で月給の約 32 ヵ月分
	残業時間	最大で 1 日 4 時間、週 18 時間	最大で 1 日 3 時間、週 14 時間

(資料) 各種資料より国際通貨研究所作成

²³ 2021 年 2 月に「オムニバス法」の実施細則の一つとして成立した「投資事業分野に関する大統領令 2021 年第 10 号」(3 月 4 日施行)により、『投資分野において閉鎖されている事業分野及び条件付きで開放されている事業分野リストに関する大統領令 2016 年第 44 号』(所謂「ネガティブリスト」)が削除された。

²⁴ <https://www.ina.go.id/press-release/view/ina-cdpq-apg-adia-toll-road-infrastructure-investment/en>

(5) フィリピン

2016年に発足したドゥテルテ政権は、2040年までの長期ビジョン「AmBisyon Naion 2040」（2016年10月採択）の第一段階として、2022年までの上位中所得国入りを目指す「フィリピン開発計画 2017-2022」に基づき、大規模なインフラ整備計画「ビルド・ビルド・ビルド」²⁵の推進と、その財源確保に向けた税制改革、人材開発・社会サービスの拡充による貧困削減などを柱とする「ドゥテルテノミクス」を推進している。

20年ぶりとなる包括的な税制改革の中で、産業高度化や雇用創出に向けた産業別の優遇措置の見直しが進められている。2018年に第1弾として物品税の引き上げが行われ、2021年4月には当初予定から2年以上遅れながらも第2弾として、法人向け諸税の見直し等を内容とする「企業復興税優遇法（Corporate Recovery and Tax Incentives for Enterprises(CREATE)Act）」が発効した（第5表）²⁶。大企業（内国法人および居住外国法人のフィリピンを源泉とする課税所得）に対する法人所得税率を従来の30%から25%へ引き下げ（2020年7月1日から遡及適用）、ASEANの中でも高さが際立っていた税率の引き下げが実現した（第1図）。また、フィリピンでは長年にわたり、PEZAやBOI（投資委員会）など14の投資誘致機関がそれぞれ独自の優遇措置で外資を誘致してきたが、優遇税制措置はCREATE、実施機関はBOIに一本化される。税制優遇措置が適用される「戦略的投資優先計画（Strategic Investment Priority Plan: SIPP）」の対象業種リストについては、BOIが現行の「投資優先計画（IPP）」²⁷で定める産業をベースに年末までに草案をまとめ、2022年からの適用開始を目指している。

また、フィリピン政府は、エネルギー安全保障上の観点から、輸入化石燃料から自国内で安定的な調達が見込まれる再生可能エネルギーへのシフトを進めている。2008年に「再生可能エネルギー法（Renewable Energy Act of 2008）」を制定し、再生可能エネルギーを一定期間（20年間）通常の市場価格よりも高い固定価格で買い取る「固定価格買取制度」のほか、電気事業者に電力の一定割合を再生可能エネルギーでの調達を義務づける「再生可能エネルギー利用基準割合（RPS）」などを導入した。長期エネルギー計画「フィリピンエネルギー計画（2018-2040 Philippines Energy Plan）」²⁸では、太陽光や地

²⁵ 大規模なインフラ整備計画「ビルド・ビルド・ビルド」では、2022年までに鉄道、空港、道路・橋梁、港湾など75案件（総額約8.4兆ペソ）の投資を予定している。ただし、2019年11月時点で建設が完了したのは75案件のうち2件、建設中は9件にとどまっている。

²⁶ <https://www.pna.gov.ph/articles/1135049>, <https://www.bir.gov.ph/index.php/create.html>

このほか、第3弾として固定資産税に関する改革、第4弾として金融関連税に関わる改革が予定されている。

²⁷ 現行の2017年版IPPでは、製造業（農産物加工を含む）、農林水産業、戦略的サービス業（集積回路設計、クリエイティブ業界、航空機の保守・整備、代替エネルギー自動車用チャージ／燃料補給ステーション、産業廃棄物、電気通信、最先端工学等）、インフラ・物流、環境・気候変動関連、エネルギーなど10産業が指定されている。

²⁸ <https://policy.asiapacificenergy.org/sites/default/files/Philippine%20Energy%20Plan%202018-2040.pdf>

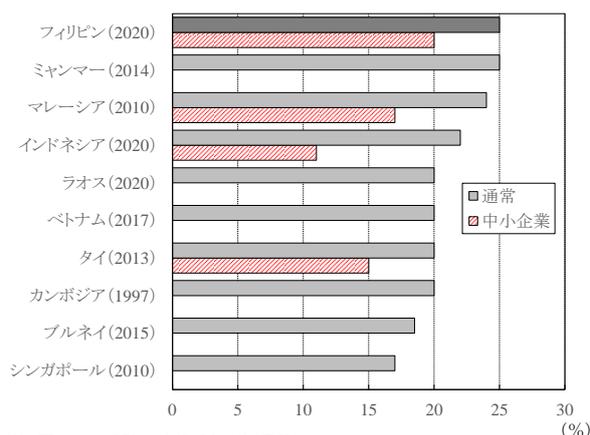
熱、風力など再生可能エネルギーの割合を 2018 年時点の 30%から 2040 年までに 54% に引き上げる目標を設定した。再生可能エネルギーの拡大に向けて、2019 年にバイオマス発電事業、2020 年には地熱発電事業に対する外資規制を緩和し、外資系企業による 100%の出資が可能となっている。

第 5 表：CREATE 法の主なポイント

	改定後	従来				
法人所得税 (CIT) 率	<ul style="list-style-type: none"> ■大企業 (内国法人および外国法人 (フィリピンを源泉とする課税所得)) : 25% ■中小企業 (課税所得が 500 万ペソ以下、かつ土地を除く総資産が 1 億ペソ以下の内国法人) : 20% ※2020年7月1日から遡及適用	30%				
最低法人所得税率 (MCIT)	1% (2020年7月1日～2023年6月30日)	2%				
戦略的投資優先計画 (SIPP) に該当する新規事業に対する税制優遇措置	立地・業種によって異なる (実施機関: BOI)					
		Tier I	Tier II	Tier III	立地 (PEZA、BOI、スービック等) によって異なる	
	マニラ首都圏	ITH	4年	5年		6年
		ED/SCIT	10年			
	首都圏近郊	ITH	5年	6年		7年
	ED/SCIT	10年				
その他	ITH	6年	7年	7年		
	ED/SCIT	10年				

(注) ITH: Income Tax Holiday (法人所得税免税)、ED: Enhanced Deductions (追加控除)、SCIT: Special Corporate Income Tax (特別法人所得税率)
(資料) 各種資料より国際通貨研究所作成

第 1 図：ASEAN 諸国の法人税率



(注) 国名後の括弧内は現行税率適用開始年。
(資料) フィリピン政府資料より国際通貨研究所作成

3. おわりに～日本企業への示唆

コロナ禍からの経済・社会復興において、「グリーン」や「デジタル」などの分野を成長戦略の主軸に据える動きが世界的に強まっている。ASEAN 各国は、コロナ禍以前からデジタル技術やイノベーションを活用した産業高度化および労働生産性の向上、再生可能エネルギーの利用拡大などを通じ、持続可能な成長に向けた基盤の構築を目指している。足元では、インドネシアやフィリピンなどでは、事業改善につながるような税制改革で進展がみられる。日本企業にとって、製造業における IoT 技術の導入やエネルギー・環境分野など多方面でビジネスチャンスの拡大が見込まれる一方、ASEAN 各国では、デジタル技術を活用して社会課題の解決を行うビジネスが急成長しており、日本が参考にすべきノウハウも少なくない。同地域における官民による双方向の協力・連携を通じ、成長性の押し上げにつながることを期待される。

以上

<主な参考文献>

- Anwar, R.S. et al. [2020], “Report on The Roles of ASEAN Central Banks in Managing Climate and Environment-related Risks,” Kuala Lumpur, November 17, 2020 (https://asean.org/storage/2020-11-17-ASEAN-Task-Force-Report_for-publication.pdf)
- ASEAN Secretariat [2020a], “ASEAN Comprehensive Recovery Framework and its Implementation Plan,” November 12, 2020 (<https://asean.org/asean-comprehensive-recovery-framework-implementation-plan/>)
- [2020b], “Joint Ministerial Statement of the 38 ASEAN Ministers on Energy Meeting,” November 20, 2020 (<https://asean.org/joint-ministerial-statement-38-asean-ministers-energy-meeting/>)
- International Energy Agency (IEA) [2019], “Establishing Multilateral Power Trade in ASEAN,” August 2019 (https://asean.org/storage/2020/02/Establishing_Multilateral_Power_Trade_in_ASEAN.pdf)
- Ministry of Energy, Green Technology and Water Malaysia [2019], “Green Technology Master Plan Malaysia (2017-2030),” July 2019 (<https://www.pmo.gov.my/wp-content/uploads/2019/07/Green-Technology-Master-Plan-Malaysia-2017-2030.pdf>)
- National Climate Change Secretariat [2009], “Sustainable Singapore Blueprint,” January 2009 (<https://www.nccs.gov.sg/media/publications/sustainable-singapore-blueprint>)
- [2012], “National Climate Change Strategy,” January 2012 (<https://www.nccs.gov.sg/media/publications/national-climate-change-strategy>)
- Prime Minister’s Office of Malaysia [2019], “Shared Prosperity Vision 2030,” October 2019 (<https://www.epu.gov.my/ms/wawasan-kemakmuran-bersama-2030>)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべて御客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願ひ申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください

Copyright 2021 Institute for International Monetary Affairs (公益財団法人 国際通貨研究所)
All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.
Address: Nihon Life Nihonbashi Bldg., 8F 2-13-12, Nihonbashi, Chuo-ku, Tokyo 103-0027, Japan
Telephone: 81-3-3510-0882
〒103-0027 東京都中央区日本橋本 2-13-12 日本生命日本橋ビル 8 階
電話 : 03-3510-0882 (代)
e-mail: admin@iima.or.jp
URL: <https://www.iima.or.jp>